

令和5年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和5年3月7日(火)

東洋町議会

余 白

令和5年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和5年3月7日(火) 午前9時00分宣告

| | | | | |
|----------|----|---------|-----|----------|
| 出席議員(8名) | 議長 | 福島 登 君 | 副議長 | 西岡 尚宏 君 |
| | 1番 | 廣田 斎史 君 | 2番 | 安岡 良仁 君 |
| | 3番 | 高畠 俊彦 君 | 4番 | 武山 裕一 君 |
| | 6番 | 今宮 裕明 君 | 7番 | 田島 毅三夫 君 |

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

| | |
|--------------------|----------|
| 町長 | 松延 宏幸 君 |
| 教育長 | 蛭子 浩久 君 |
| 会計管理者 | 北川 晃彦 君 |
| 総務課長 | 生松 克祐 君 |
| 税務課長 | 田岡 いずみ 君 |
| 産業建設課長 | 小池 昭平 君 |
| 教育次長 | 大坪 靖幸 君 |
| 地域包括支援 センター事務局長 | 近藤 真人 君 |
| 総務課長補佐 | 堀川 歩 君 |
| 税務課長補佐 | 奥村 忍 君 |
| 住民課長補佐 | 田岡 伊織 君 |
| 産業建設課長補佐 | 手島 憲作 君 |
| 産業建設課長補佐 | 生田 憲一 君 |
| 代表監査委員 | 弘田 賀軌 君 |

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

| | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 伊吹 真貴博 |
| 事務局書記 | 廣田 知美 |

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 安岡 良仁 君 3番 高畠 俊彦 君

令和5年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和5年3月7日(火) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第1号 東洋町個人情報保護法施行条例を定めることについて
- [日程第4] 議案第2号 東洋町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて
- [日程第5] 議案第3号 東洋町情報公開・個人情報保護審査会条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第4号 東洋町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第5号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第6号 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第7号 阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて

- [日程第10] 議案第8号 安芸広域障害支援区分認定審査会からの脱退について
- [日程第11] 議案第9号 東洋町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を定めることについて
- [日程第12] 議案第10号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第11号 東洋町看護師等養成奨学金貸付条例を定めることについて
- [日程第14] 議案第12号 令和4年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第13号 令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第14号 令和5年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第15号 令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第16号 令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第17号 令和5年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第18号 令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第21] 議案第19号 令和5年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第20号 令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第23] 議案第21号 令和5年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第24] 議案第22号 令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第25] 議案第23号 甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の変更について
- [日程第26] 議案第24号 東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについて

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いしております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

これより、令和5年第1回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例10件、補正予算2件、当初予算9件、その他3件の計24件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和4年11月から令和5年1月分の例月出納検査の結果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣1件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

町長

続いて、日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申し出がありましたので、これを許します。松延町長。

(松延 宏幸 町長)

おはようございます。議員の皆様におかれましては、年度末の何かとご多用のところ、令和5年第1回定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部から合計24件の議案を提案させていただきます。内訳といたしましては、条例の改正案等11件、令和4年度の補正予算案2件、新年度当初予算案9件、その他の件2件となっております。ご審議のうえ、適切なご決定をお願い申し上げます。

提案に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

4年目を迎えた新型コロナウイルス感染症でございますけれども、収束の方向に向かっているように思われる現状ではありますけれども、政府は、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけを5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げることとを決定いたしております。そして新型コロナのワクチン関連経費につきましては、医療費の軽減策などが調整中ということでございます。

また国の新たな子育て支援の拡充策につきましても、その財源確保を含めまして、今国会で議論中でありまして、その動向を見定め、本町では補正対応していく予定としているところでございます。

県議会も開会中でございますが、濱田知事は、再選に向けて出馬の意向を表明したところでございます。

今後も県との連携を強化していくことは当然のことでありま
すけれども、県が掲げる関西戦略につきましては、本町といたし
ましても2025年の大阪・関西万博の機会を観光振興の好機と
捉えまして、県との連携を密にして、各種施策の推進に努めてま
いりたいと考えているところでございます。

次に、一般会計当初予算についてでございます。

本町の財政運営の根幹を成します、地方交付税でございますけ
れども、令和5年度の本町への交付見込額は、県試算では、対前
年度確定額から0.5%の減となっております。

また、地方が財源不足を穴埋めするために発行できる臨時財政
対策債は、本年度も発行額が抑制されておりました、本町分の交
付税振替発行可能額は、1千万円を切る見込みとなっております。

毎年のことながら本年度も厳しい予算編成に変わりはないと
ころでございますけれども、当初予算の財源不足を補うため、基
金からの繰入金、2億7200万円を計上した予算となっております。

令和4年度の決算見込みでは、交付税の再算定交付額を今回の
補正予算第5号で、基金の造成に計上することとしておしまし
て、基金残高は、平成23年3月末日の4億6800万円から1
0億円前後となる残高を確保できる見込みでございます。

国土強靱化に向けた防災対策への予算確保や、今後のデジタル
関連経費の伸び、また子育て支援策の国の動向にも対応していく
必要があると考えているところでございます。

令和5年度一般会計予算総額でございますが、対前年度比で

は、7.4%増の30億1700万円（177万円）としております。

普通建設事業費は、対前年度比38.6%増の3億2400万円を計上しております。単独事業では、38.6%の減と極力抑制をいたしまして、新体制後の方針や考えに委ねていきたいと考えております。補助事業につきましては、事業の優先度と継続性を考慮しつつ、空き家活用促進事業や耐震改修助成事業などを積極的に計上しております。

また県工事負担金につきましては、全事業を当初予算計上としたしております。

また、性質別での主な増減でございますが、人件費につきましては、9.4%の増となっております。主には、会計年度任用職員の処遇改善や昨年度の人勧引上げの影響によるものでございます。

物件費につきましては、10.8%の増となっております。本年度もデジタル関連経費などの影響で増額となっているところでございます。

補助費等につきましては、1.3%の微増でございます。前年度のコロナ臨時交付金を活用した地域振興券の発行経費を本年度当初予算では、物価高騰対策分として、町単独予算で1人1万円の交付を計上しております。

起債償還に要する公債費につきましては、昨今の防災対策などが重なっている影響で3.1%の増となっております。

人件費等の義務的経費の総額といたしましては、5.1%の増となっております。できるだけ経常的経費を抑制しつつ、本年度も町独自の単独事業といたしまして、子育て世帯への支援策、在

宅介護手当などは、継続して予算計上いたしております。

一般会計を除く国保会計など8特別会計への繰出金では、1.2%の減となっております。また、令和5年度の国民健康保険特別会計では、2030年度県下統一保険料に向けまして、本年度は国保税の引き上げ改定を実施する予算としております。

各保険者間の負担の公平化を図るため、医療費適正化への取り組み、税徴収努力も求められるところでありますが、本町の国保税の徴収率は、県下1位を維持しているところでございます。既に減少局面にあります、被保険者数の動向などを毎年注視しながら、昨年にも申し上げましたように、税負担の大幅な引き上げとならないように基金を活用しながら段階的な対応をしていく方針でございます。

次に、阿南・安芸自動車道についてご報告をいたします。

阿南安芸自動車道の令和2年度に事業化決定をいただいております、野根・安倉道路8.5kmでございますが、設計協議の調印式が、昨年12月19日に北川村役場で本町と合同で開催されたところでございます。

県境をまたぎます、110kmの阿南安芸自動車道でございますが、4年連続で各区間の事業化決定をいただきまして、昨年1月13日には、東洋町内では全区間で、設計協議確認書の締結が完了いたしております。

今後、用地買収など本格的に取り組んでまいりますけれども、国の令和5年度の当初予算案には、海部・野根道路に6億円、野根・安倉道路にも6億円、安田・安芸道路には3億円程度の配分額の予定と聞いているところでございます。

また東部自動車道の高知龍馬空港から香南野市間は、令和7年春頃の開通予定でございます、その必要額15億から17億円程度が配分される見込みとなっております。

国土強靱化対策も対策期間終了後も議員立法で継続される方針、とお聞きするところでございます。防災対策として、迂回路のない脆弱な国道55号を補完する阿南安芸自動車道の進展には、継続しての予算配分が必要と考えてきたところでございます。

命の道としての役割を果たす高規格道路の早期整備が望まれますけれども、現在、阿南安芸自動車道の高知県側では、安田から奈半利間、3.9kmのみが未事業化区間となっておりますので、ミッシングリンクの早期解消のために、継続した予算確保と新年度予算での個所付けに期待した要望活動を積み重ねてきたところでございます。

今後とも各市町村が連携した取り組みに期待をしております。

最後に、本定例会が最後の議会となります、蛭子浩久教育長でございますけれども、本年3月31日をもって、任期満了により退任されることをご報告申し上げます。そして、私にとりまして平成23年の3.11東北大地震直後に就任をいたしまして、来月4月に、3期の任期満了を迎えることとなりますので、最後の定例会ということでございます。

普通に在るべき行政を構築するため、これまでの議会議員の皆様方のご協力に、改めて感謝を申し上げます。

新体制までの短期間でございますけれども、特別職不在となりますけれども、行政は継続されていくわけでございますので、職

議長

員の協力のもと、現在の残任期間の職責を無事に勤め上げたいと
思っているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、令和5年3月定例会の行政
報告とさせていただきます。

(福島 登 議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定
により、2番、安岡良仁君、並びに3番、高島俊彦君を指名しま
す。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求
めます。高島議会運営委員長。

議会運営委員会委
員長

(高島 俊彦 議会運営委員長)

おはようございます。令和5年第1回定例会議会運営委員会の
報告を行います。

3月2日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに
運営等につきまして協議いたしました結果、本定例会の会期は、
本日7日から、3月14日、火曜日までの8日間とする。

次に、運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案
理由の説明を受け、本日7日の本会議散会後から、委員会及び議

案審査のための休会、14日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮をし、議案全体で質疑時間を合わせて時間を1人30分以内、答弁者も30分以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人20分以内とする。また、執行部の答弁時間も20分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

次に、議案質疑の通告期限は、9日木曜日午後5時まで、一般質問の通告期限は、本日8日水曜日午後5時までとする。

議長

(福島 登 議長)

高島さん。本日じゃない、明日です。明日8日。

議会運営委員会委員長

(高島 俊彦 議会運営委員長)

明日8日。すいません、訂正いたします。8日水曜日午後5時までとする。

次に、介護保険制度の改善を求める意見書、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書、の3件を総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

| | |
|-----------|--|
| <p>議長</p> | <p>(福島 登 議長)</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p> <p>ここでお諮りします。</p> <p>ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日7日から3月14日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は、本日、7日から3月14日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>日程第3、議案第1号、東洋町個人情報保護法施行条例を定めることについての件から、日程第26、議案第24号、東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについての24件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。</p> |
| <p>町長</p> | <p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>それではご提案申し上げます。</p> <p>議案第1号、東洋町個人情報保護法施行条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。令和3年、デジタル社会の形成を図る</p> |

ための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、個人情報保護に関する法律が改正され、本町の個人情報保護条例は令和5年4月から法律へ移行するため、本町の当該条例を廃止をいたしまして、施行条例を制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第2号、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律の改正により、全国の地方公共団体の個人情報保護条例は一律に法律適用となりますが、議会においてはこの法律の適用除外でございます。しかし、議会事務に係る個人情報保護は必要という認識の下で、法律とは別に、全国町村議会議長会の素案に基づきまして、本町の議会において個人情報保護の規律を令和5年4月から適用するため、条例を制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第3号、東洋町情報公開・個人情報保護審査会条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。本町の審査会は規則で制定しておりますが、個人情報の保護に関する法律の改正に合わせまして、条例において制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第 4 号、東洋町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。令和 5 年 3 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます。個人情報保護制度の審査に係る書類の写しの手数料につきまして、この不服審査条例の手数料を適用するため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第 5 号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。令和 5 年 3 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます。県内統一に係る本町の国民健康保険税額について、県からの標準保険料率に基づきまして、本町の国民健康保険税額を変更するため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続きまして、6 ページでございます。

議案第 6 号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。令和 5 年 3 月 7 日提出でございます。

提案理由でございます。本町の出産育児一時金につきまして、全国の出産費用の平均額を勘案し、引き上げようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第7号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。阿佐海岸鉄道の固定資産税の課税免除について、適用期間を延長するため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続きまして議案第8号、安芸広域障害支援区分認定審査会からの脱退について、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。令和5年3月31日をもって、安芸広域障害支援区分認定審査会から本町が脱退することについて、関係市町村と協議をするため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長補佐が説明をいたします。

続きまして議案第9号でございます。

東洋町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

続きまして議案第10号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定

により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。議案第9号、第10号について関連がございますので、一括してご説明をいたします。

現在、本町は安芸郡下で構成する障害支援区分認定審査会において審査判定をしておりますけれども、令和4年度末をもって脱退をし、地域の障害者の実情に通じた委員で構成する本町のみでの認定審査会の組織を立ち上げ、迅速かつ多様な障害者のニーズに対応するため、本条例を制定及び改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長補佐が説明をいたします。

続きまして議案第11号、東洋町看護師等養成奨学金貸付条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。本町周辺地域における看護師等の確保を図るため、養成所等において看護師資格を取得しようとする者に、奨学金を貸し付けるため、本条例を制定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして議案第12号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第5号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ6624万6千円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2993万6千円とするものでございます。

地方債では、借入限度額を補正いたしまして、繰越明許費では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしております。

歳入では、地方交付税、使用料及び手数料、国庫及び県支出金、諸収入、町債を計上いたしております。

歳出では、財政調整基金等への積立金、土地開発基金からの用地購入費、施設型給付費負担金、簡水特別会計への繰出金、地方創生港整備推進交付金事業等県工事負担金などを計上しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第13号、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ120万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3385万7千円とするものでございます。

歳入では、繰入金を計上しております。

歳出では、維持管理の電気料を計上をいたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

14ページでございます。議案第14号、令和5年度東洋町一般会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ30億177万5千円と定めております。前年度比で2億699万4千円、7.41%の増となっております。

また、債務負担行為の限度額を示し、地方債の借入限度額を1億9840万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

令和5年度の主な事業といたしまして、地域おこし協力隊事業、海の駅バス停整備工事費、地域振興券補助金、町長選挙等選挙費、出産・子育て応援交付金、安芸メルトセンター改修負担金、空き家活用促進事業、野根川橋橋梁補修工事費、道路台帳電子化業務委託料、甲浦小学校校庭遊具整備工事費、野根海岸高潮対策事業等県負担金などを計上しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第15号、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2534万8千円と定めております。

歳入では、県支出金、諸収入を計上しております。

歳出では、事業費、前年度繰上充用金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして議案第16号、16ページでございます。議案第16号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1185万7千円と定めております。

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金などを計上しております。

歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第17号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6599万8千円と定めております。

歳入では、保険料、国庫及び県支出金、支払基金交付金、繰入金などを計上しております。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして議案第18号、令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1501万2千円と定めております。

歳入では、サービス収入、繰入金などを計上しております。

歳出では、サービス事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして議案第19号、令和5年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3178万9千円と定めております。

歳入では、使用料及び手数料、繰入金、町債などを計上しております。

歳出では、地方公営企業法適用支援業務委託料、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

20ページでございます。議案第20号、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第2

11条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1759万6千円と定めております。

歳入では、事業収入、国庫支出金、繰入金、町債などを計上しております。

歳出では、耐震管路整備工事、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

議案第21号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ2185万8千円と定めております。

歳入では、観光施設事業収入、繰越金を計上しております。

歳出では、駐車場事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第22号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ4705万3千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金などを計上しており

ます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第23号、甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の変更について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。令和4年12月9日に議会の議決を得て締結をいたしました、甲浦地区公民館耐震補強改修工事につきましては、工期を延長しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、教育次長が説明をいたします。

議案第24号、東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和5年3月7日提出でございます。

提案理由でございます。東洋町地域福祉センター施設の管理及び運営につきましては、社会福祉法人東洋町社会福祉協議会を指定管理者として管理していただいておりますが、東洋町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、引き続き、社会福祉法人東洋町社会福祉協議会を指定管理者として管理させようとするものでございます。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p> |
| <p>総務課長</p> | <p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、議案第1号、東洋町個人情報保護法施行条例を定めることについてご説明いたします。</p> <p>議案関係資料1ページから、それと、資料として、A3のカラーの令和3年改正法の概要でご説明をいたします。この資料になります。</p> <p>まず、資料をご覧ください。今回の改正は、デジタル社会形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一つに、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法ですが、それを改正する内容でございます。</p> <p>中段の左側の図、現行というところの法令の段と対象の段をご覧ください。</p> <p>現在、個人情報保護制度の法律がどのようになっているかと申しますと、左側から国の行政機関を対象としている行政機関個人情報保護法、次にその右、独立行政法人等を対象としている独立行政法人等個人情報保護法、次にその右、民間事業者を対象としている個人情報保護法、そしてその右側、地方公共団体等を対象としている個人情報保護条例がそれぞれございます。</p> <p>しかしながら、それぞれの同定義における運用面におきまして、解釈が運用が異なっている現状が現在ございまして、それを</p> |

是正するため、右側の図、見直し後の赤色の点線の法令の段をご覧くださいと思います。

今回、法律を1本化して、全国的なルールを法律において規定するということになりました。

そして、本町の条例についても、この1本化した条例に吸収されまして、その規定により個人情報保護制度は運用されることとなりました。そこで、本町の条例を廃止し、この法律に規定している条例への委任規定について、今回、提案する本町の施行条例として提案するということになります。

なお、個人情報の保護制度が法律に移行されますが、制度内容については以前とあまり変更はございません、ので申し添えます。

それでは、この施行条例の制定内容についてご説明をいたします。議案関係資料の1ページをご覧ください。第2条には、この対象機関である実施機関を規定しております。町長、教育委員会等がございます。

次に、第3条には、手数料について規定しております。これは、法律では条例で規定することに対応したものでございます。なお、全国の自治体の中には、事務手数料、いわゆる事務の作業に係る基本的な手数料を徴収しているところもあるため、本町の場合は、今までと同様に無料としております。

また、第2項では、公文書の写しについては、本町はコピー代を徴収しておりますので、その規定を定めております。なお、このコピー代については、金額の変更はございません。この手数料については細則で規定することになっております。

次に、2ページの第4条では、審査会の諮問の内容を規定して

おります。その中の第1号では、この条例の改廃について、第2号では、セキュリティーに関する事、第3号では個人情報の取り扱いについての、本町独自の運用を定める場合、諮問することができるというものでございます。

最後に、附則では現行の条例を廃止すること、また、旧条例で規定する手続きが、廃止以後も継続する場合は旧条例を適用するなど規定しております。施行期日は令和5年4月1日からとなっております。以上でございます。

続きまして議案第2号、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについてご説明をいたします。

議案関係資料6ページからでございます。

この条例は、先の議案で申し上げました、個人情報保護法の改正により、議会についても個人情報の保護について規定したものでございます。この提案している条例は、全国議長会の条例案をベースとしておりまして、個人情報保護法の法律の制度を条例で規定しております。

本来、個人情報保護法の適用は、立法機関、それと議会には適用除外となっております。

しかしながら、議会が個人情報を収集し、議会の事務上活用する場合、個人の情報の運用には、やはり利用目的、漏洩の防止など、運用に関する規定がないと、本人からの申し出に対する対処に非常に苦慮されると想定されますので、条例として規定したものでございます。

条例の内容につきましては、6ページの目次をご覧ください、簡単にご説明をいたします。

第2章では、個人情報等の取り扱いを第4条から第16条まで規定しております。これは、議会が事務上、個人情報に係る事務の運用について目的に沿った利用、漏洩の防止、個人情報の提供を受ける者に対する適切に管理する措置等、個人情報を取り扱う場合の留意点を規定したものでございます。

次に第4章、開示、訂正などは第18条から第46条まで規定しております。これは、個人情報の開示、訂正、利用停止など、これは本人からの申請でなければならないんですが、本人からの申請に対して、どういうふうに手続きをするかの申請に対する規定を定めているものでございます。

条例が57条と多数あり、複雑な内容となっておりますが、現行の個人情報保護制度と基本的には同様であるため、詳細は割愛させていただきます。後ほどご参照いただきたいと思います。以上でございます。

続きまして議案第3号、東洋町情報公開・個人情報保護審査会条例を定めることについてご説明をいたします。

議案関係資料45ページでございます。45ページでございます。

この条例につきましては、現在同様の名称で規則で規定を本町はしております。が、今回個人に関する情報の運用につきましては、個人情報保護条例の法律に移行したため、個人に関する情報の運用については本町の……。すいません、訂正します。

この条例につきましては、同様の名称で規則で規定したものでございます。今回、個人に関する情報の運用につきましては、本町の条例ではなく、個人情報保護法の法律の中で規定されます。

そして、その法律の中で、審査会の諮問の規定においては、条例での規定となりましたので、本町の規則を廃止をしまして、本条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、現行の規則とあまり変更はございませんが、本町の情報公開制度の開示請求などの決定及び個人情報の開示、訂正、利用停止などの決定に係る不作為、個人情報の運用に係る諮問などを規定しております。委員は5名以内とし、審査上における手続きなどを定めております。なお、附則の経過措置において、この条例の施行日前に審査されたものについては従前の例によるということでございます。要するに、規則を廃止し、条例で制定するものでございますが、運用につきましては今までと同様でございまして、この個人情報審査会が不服申立てなどがあれば審査するという内容になっております。以上でございます。

続きまして議案第4号、東洋町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正することについてご説明をいたします。

議案関係資料52ページ、新旧対照条文1ページでございます。

この条例は、行政不服審査会に開示決定等の審査請求があった場合に提出された主張書面、要は、相手方とかが出された書面ですけれども、その写しの交付が、不服申立人が欲しい場合ですね、審査請求人に対して、要はコピー代をもらうという規定でございます。この条例は行政不服に関するものでございますが、今回、個人情報保護法の改正によりまして、東洋町情報公開・個人情報保護審査会、これも同様の審査をするわけでございますが、その

個人情報の開示決定等の審査請求があった場合に、書類が欲しい場合にはこの条例の規定により徴収するため、行政不服審査会の次に東洋町情報公開・個人情報保護審査会という文言を追加したものでございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

田岡税務課長。

税務課長

(田岡 いずみ 税務課長)

おはようございます。私からは議案第5号東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正条文は、議案関係資料の53ページから54ページ、新旧対照表につきましては、3ページから19ページまでとなっております。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の主体となり、中心的な役割を果たすこととなっております。この制度では、町は国民健康保険事業費納付金を県に納付すると共に、県から提示される標準保険率を参考に税率等を決定するものとされております。

また、令和6年度から6年間の経過措置期間を設けたうえで、令和12年度に保険料水準の統一を行う予定となっております。

本町では、平成30年度から国保税率は据え置きとなっておりますでしたが、財源を確保するためには本町の国保税の引き上げをしなければならない状況となっております。

今回、県から示された標準保険料率を参考に本町の国保税率の

引き上げ等の改正を行っております。

それでは新旧対照表 3 ページをお願いします。

第 5 条では基礎課税額の被保険者均等割額を 2 4 0 0 0 円から 2 4 7 0 0 円に改正をしております。

4 ページをお願いします。第 6 条では後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を 1 0 0 分の 1. 9 から 1 0 0 分の 2. 1 に、第 7 条の 2 では後期高齢者支援金等課税額の均等割額を 7 0 0 0 円から 7 8 0 0 円に改正をしております。

5 ページに移ります。

第 7 条の 3 では後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の税率を特定世帯及び特定継続世帯以外については、4 0 0 0 円から 4 9 0 0 円、特定世帯では 2 0 0 0 円から 2 4 5 0 円、特定継続世帯では 3 0 0 0 円から 3 6 7 5 円の改正をしております。

特定世帯とは、世帯の中で国保から後期高齢者医療に移行された方がいて、その世帯で国保に加入されている方が 1 人になった世帯の事です。特定世帯につきましては、5 年間国保税の平等割が 2 分の 1 軽減されて算定することとなっております。

また特定継続世帯とは、5 年経過しても国保と後期高齢者医療の分かれている状況が解消されていない世帯です。特定継続世帯では、国保税平等割額の 4 分の 1 が軽減となり軽減措置が 3 年継続されることとなっております。

第 8 条では介護納付金課税被保険者に係る所得割額の税率を 1 0 0 分の 1. 1 から 1 0 0 分の 1. 7 に改正をしております。

6 ページをお願いします。

第 9 条では介護納付金課税被保険者に係る均等割額を 1 人 8 0 0 0 円から 1 4 6 0 0 円の改正をしております。

9 ページをお願いします。

第 23 条第 1 項は、国保税の減額について、国保加入者の前年の総所得金額の合計がある一定金額以下の世帯については均等割額と平等割額を減額する制度がございます。今回の改正に伴いまして、均等割額と平等割額が減額される額の改正をしております。

16 ページをお願いします。第 23 条第 2 項では世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者、未就学児がある場合の均等割額の減額について定めております。こちらにつきましても今回の改正に伴い減額される額の改正を行っております。

この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行となっております。この条例による改正後の東洋町国民健康保険税条例の規定は令和 5 年度以後の年度分の国保税に適用し令和 4 年度分までの国保税については従前の例によります。

以上でございますが、今回の改正での 1 人当たりの引上げ平均額は約 6000 円になっており、約 400 万円の財源を捻出する税率改正となっております。県から示された標準保険料率に基づいて試算した結果、本町では約 1900 万円の財源不足が生じることになっております。

また、今回の改正について国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の資料を配布しております。この資料には現行の税率と改正後、また県から示された標準保険料率との比較などを添付しております。後程ご参照していただきたいと思っております。

今回の国保税条例の改正は、国保加入者の皆さまに、応分の負担をしていただく改正となっておりますが、ご理解の程よろしく

| | |
|---------------|---|
| <p>議長</p> | <p>お願いいたします。</p> <p>以上が東洋町国民健康保険税条例の主な改正内容となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>ここで休憩します。再開は10時15分です。</p> <p>(休憩時間：10時01分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>(再開時間：10時15分)</p> <p>田岡住民課長補佐。</p> |
| <p>住民課長補佐</p> | <p>(田岡 伊織 住民課長補佐)</p> <p>それでは、本日住民課長が欠席をいたしておりますので、議案第6号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて、私の方からご説明をいたします。</p> <p>今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことによる改正でございます。</p> <p>議案関係資料と新旧対照条文をお配りしております。新旧対照条文の20ページをお願いします。</p> <p>東洋町国民健康保険条例の一部を改正する条例、第6条第1項、出産育児一時金を40万8千円から48万8千円とし、8万円引き上げる改正でございます。</p> <p>また、規則で定める、産科医療補償制度の出産育児一時金の支給額の加算1万2千円を併せると出産育児一時金の支給額は42万円から50万円となります。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>この条例は令和5年4月1日から施行でございます。 以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡税務課長。</p> |
| <p>税務課長</p> | <p>(田岡 いずみ 税務課長)</p> <p>議案第7号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。</p> <p>改正条文は、議案関係資料の56ページ、新旧対照表につきましては、21ページとなっております。</p> <p>今回の改正は、免除適用期間の改正を行っております。</p> <p>現在、本条例では阿佐海岸鉄道株式会社に対する固定資産の課税免除の適用期間を平成34年度までと定めております。本年2月に阿佐海岸鉄道株式会社より5か年延長措置の申出がございました。それに伴い第3条の課税免除適用期間を平成34年度までから令和9年度までとする改正案を提出させていただいております。</p> <p>免除適用範囲については、会社等が所有する資産のうち鉄道事業の用に供する土地、家屋及び償却資産となっております。</p> <p>まず土地及び家屋につきましては、課税標準となるべき額30万円に満たないことにより免税点以下となり、固定資産税は課税されないことから免除対象外となります。</p> <p>次に車輛橋梁トンネルなどの償却資産につきましては、償却資産免税点150万円を超えるため固定資産税が課税されてお</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>ます。この償却資産が今回の固定資産税の課税免除対象資産となっております。</p> <p>令和4年度の課税ベースで試算しますと、5年間で569万3500円が課税免除となります。</p> <p>以上が主な改正内容となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長補佐。</p> |
| <p>住民課長補佐</p> | <p>(田岡 伊織 住民課長補佐)</p> <p>私の方からは、議案第8号から第10号につきまして、関連議案となっておりますので、続けてご説明させていただきます。</p> <p>まず、議案第8号、安芸広域障害支援区分認定審査会からの脱退についてご説明いたします。</p> <p>参考資料といたしまして、議案関係資料の57ページから60ページに、現行の安芸広域障害支援区分認定審査会共同設置規約を掲載させていただいております。</p> <p>平成18年度以降、安芸市、室戸市、芸西村、中芸広域連合、本町の安芸郡内5市町村の共同設置により、障害支援区分認定に係る広域審査会の共同運営を行ってまいりましたが、令和5年3月31日をもって、安芸広域審査会を脱退し、今後は本町において、地域の障害者の実情に通じた委員で審査会を構成し、速やかな受給者証の発行等、多様な障害者のニーズに対応するため、本町単独で審査会を立ち上げたいと考えております。</p> <p>引き続きまして、議案第9号、東洋町障害支援区分認定審査会</p> |

の委員の定数等を定める条例を定めることについてご説明申し上げます。

条文は、議案関係資料の61ページに掲載しております。

本条例案は、安芸広域障害支援区分認定審査会からの脱退後、令和5年4月1日から新たに立ち上げようとする、東洋町障害支援区分認定審査会の委員定数等を定めるものでございます。

第2条では、委員の定数は5名といたしております。これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第8条第3項の、合議体を構成する委員の定数は5人を標準として市町村が定めるとの規定に基づいております。

また第3条では、同施行令第5条第1項の規定に基づき、委員の任期を3年と定めております。

引き続きまして、議案第10号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和5年4月1日から新たに立ち上げようとする東洋町障害支援区分認定審査会の委員報酬について定めるものでございます。

改正条文は、議案関係資料62ページに、新旧対照条文は22ページに掲載しております。

本案では、委員報酬につきまして、会長6千円、委員5千円とさせていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

近藤地域包括(支援)センター事務局長。

議長

地域包括支援センター事務局長

(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)

住民課長に代わりまして私から、議案第11号、東洋町看護師等養成奨学金貸付条例を定めることについて、ご説明いたします。

本条例は、将来、看護師などを目指す子どもたちが進学しやすい環境整備と地域医療を担う人材の定住を目指し制定するものでございます。

議案関係資料の63ページをお願いいたします。

第1条では、看護師又は准看護師を養成する大学、学校又は養成所に在学する者で、将来、海部郡・安芸郡市内

で看護師等として従事しようとするものに対して奨学金を貸し付けることにより、本町周辺地域における看護師等の確保を図り、もって本町の地域医療の充実に資することを目的としております。

64ページをお願いいたします。第2条は借受人の条件として、第1項第2号で、本人若しくはその者の親、配偶者その他の規則で定める者が1年以上本町に住所を有していること、又は本人が養成施設に入学した日前1年以上の間、本町に住所を有していたこと、としており、本町に縁がある者や本町に住む意思のある者を対象としております。

第1項第3号で、将来、海部郡・安芸郡市内において看護師等の業務に従事する意思を有することとし、地域医療を充実させ、住民が安心して医療を受けられる体制づくりに繋がります。

65ページをお願いいたします。第3条第1項では、表のとおり、奨学金として貸し付ける金額は、看護師の養成施設に在学し

ている者に対し、国公立大学で月額4万5千円、私立大学で月額5万4千円、国公立短期大学で月額4万5千円、私立短期大学で月額5万3千円、准看護師の養成施設に在学している者に対し、月額3万円などとしております。

第2項では、奨学金は、第7条第3項の規定により利息を付する期間を除き、無利子としております。

66ページをお願いいたします。第4条では、奨学金の貸付けを受けている者が休学し、又は長期にわたって欠席しようとするときは、奨学金の貸付けを一時停止することができる、としております。

第5条では、貸付の再開を定めております。

第6条では、第1項第2号、奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき、第3号、学業の成績又は性行が不良であると認めるとき、第4号、病気又は負傷のため養成施設の卒業の見込みがないとき、などの場合に、奨学金の貸付けの取り消しをすることについて定めております。

67ページをお願いいたします。第7条第1項では、養成施設を卒業若しくは退学したとき、又は第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消されたときは、直ちに、貸付けを受けた奨学金を償還しなければならない、などとしております。

第8条では、借受者が養成施設を卒業した後、又は第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消された後において、奨学金の償還の猶予について定めております。

68ページをお願いいたします。第9条では、借受者に対し奨学金の償還の免除について定めております。

70ページをお願いいたします。第10条では、延滞利子につ

| | |
|-----------------|---|
| <p>議長</p> | <p>いて定めております。</p> <p>この条例の施行期日は令和5年4月1日としております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p> |
| <p>総務課長</p> | <p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは議案第12号、令和4年度東洋町一般会計補正予算第5号を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ6624万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2993万6千円とするものでございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> |
| <p>議長</p> | <p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p> |
| <p>産業建設課長補佐</p> | <p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>それでは議案第13号、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正予算は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>議長</p> | <p>120万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3385万7千円とするものです。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p> |
| <p>総務課長</p> | <p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは議案第14号、令和5年度東洋町一般会計予算を定めることについてご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ30億177万5千円としております。前年度と比較いたしまして、2億699万4千円、7.41%の増となっております。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書・別添資料に基づき説明)</p> |
| <p>議長</p> | <p>(福島 登 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p> |
| <p>地域包括支援センター事務局長</p> | <p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>住民課長に代わりまして、私から議案第15号、令和5年度東洋町住宅新築資金貸付事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>議長</p> | <p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2534万8千円と定めるものです。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長補佐。</p> |
| <p>住民課長補佐</p> | <p>(田岡 伊織 住民課長補佐)</p> <p>住民課長に代わりまして、議案第16号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1185万7千円と定めるものです。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> |
| <p>議長</p> | <p>(福島 登 議長)</p> <p>ここで休憩します。再開は25分です。</p> <p>(休憩時間：11時14分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：11時25分)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>地域包括支援センター事務局長</p> | <p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私から議案第17号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6599万8千円を計上しております。対前年度比では1969万1千円の増額となっております。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第18号、令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>予算の総額を歳入歳出それぞれ1501万2千円を計上しており、対前年度比では340万9千円の増額となっております。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> |
| <p>議長</p> | <p>(福島 登 議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p> |
| <p>産業建設課長補佐</p> | <p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>(議案第19号)令和5年度東洋町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出の総額をそれぞれ1億3178万9千円としており</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>議長</p> | <p>ます。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p> |
| <p>産業建設課長補佐</p> | <p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>それでは議案第20号、令和4年度(令和5年度)東洋町簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1759万6千円として います。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> |
| <p>議長</p> | <p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p> |
| <p>産業建設課長</p> | <p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から議案第21号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお開きください。</p> <p>歳入歳出の総額をそれぞれ2185万8千円としております。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>議長</p> | <p>(福島 登 議長) 近藤地域包括センター事務局長。</p> |
| <p>地域包括支援センター事務局長</p> | <p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長) 住民課長に代わりまして、私から議案第22号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4705万3千円と定めるものです。 予算書の2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p> |
| <p>議長</p> | <p>(福島 登 議長) すいません、みなさんにここでお諮りします。 関連しとんでね、特別委員会の設置までをやりたいと思いますので、よろしいですか。ちょっと12時超えると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。 大坪教育次長。</p> |
| <p>教育次長</p> | <p>(大坪 靖幸 教育次長) それでは議案第23号、甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の変更についてご説明いたします。 議案関係資料の72ページをお願いします。 申し訳ございません、資料の上段には、議案第22号関係資料</p> |

となっておりますが、正しくは議案第23号関係資料でございます。申し訳ございません、訂正のほどよろしくお願いいたします。

甲浦地区公民館耐震補強改修工事につきましては、令和4年1月29日に議会の議決を得まして、その工期を令和5年3月31日までとしておりましたが、本工事の進捗状況や適正な工事期間を確保するため、施工業者並びに工事の監理業者との協議の上、工事請負変更仮契約書の記載内容のとおり、令和5年10月31日まで工期を延長いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

なお、繰越明許費につきましては令和4年度の9月議会一般会計補正予算第2号におきまして、議会の議決をいただいているところでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

近藤地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)

私から議案第24号、東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについてご説明いたします。

現在、東洋町地域福祉センターの指定管理者として社会福祉法人東洋町社会福祉協議会を指定しておりますが、その指定期間が満了となりますことから令和5年度からの5年間につきましては、指定管理者を指定しようとするものでございます。

地域福祉センターは在宅の高齢者等に対して、デイサービスやヘルプサービス等各種サービスを提供し、福祉の向上を図るため

議長

に設置されたものでございます。この管理業務につきましては、平成20年7月より指定管理者として東洋町社会福祉協議会が行っており、事業継続のために引き続き東洋町社会福祉協議会を指定管理者に指定するものでございます。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

議案第14号、令和5年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第22号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く7人の委員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第22号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

ここで、休憩します。再開は…

失礼しました。暫時休憩します。

(委員名簿配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布してあります名簿のとおり、1番廣田齋史君、2番安岡良仁君、3番高島俊彦君、4番武山裕一君、6番今宮裕明君、7番田島毅三夫君、8番西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。

場所は、議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長の互選をすることになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出して下さい。

ここで休憩します。再開は1時20分です。再開は1時20分です。

(議員側自席：1時20分。これ決めないかんのちゃうん)

委員は控え室でお願いします。その後休憩してください。

(休憩時間：12時07分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時20分)

予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

委員長に武山裕一君、副委員長に西岡尚宏君、以上であります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から13日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、14日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。本日は、これにて散会いたします。次回の議会放送は14日火曜日、午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了します。どうも、お疲れでした。

(散会時間：13時20分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員